

行政制度調整表

専門部会	3	住民生活部会	分類	6	民生・児童委員
分科会	4	社会福祉分科会	調整項目	2	組織・機構

中条町担当	健康開発課	しあわせいきがい係	担当者名	
黒川村担当	住民課	社会福祉係	担当者名	

現 況			調 整 方 針		備 考																			
記載事項	中 条 町	黒 川 村																						
名 称	中条町民生児童委員協議会	黒川村民生委員児童委員協議会	合併時に統一する。																					
目 的	民生委員法第 20 条の定めによって組織され、第 24 条に定める任務の遂行を目的とする。	同左																						
組 織 の 構 成	中条町民生児童委員協議会規約により、役員と部会を定める。 (役員) 会長 1 名 副会長 2 名 監事 2 名 会計 1 名 (部会) 地区部会(4つに分散) 婦人部会 主任児童委員部会 役員に、各部部长・副部部长を含めて運営委員会を構成している。	黒川村民生児童委員協議会会則より (役員) 会長 1 名 副会長 1 名 委員 13 名(うち監事 2 名)																						
事 業 概 要	年 7 回の定例会(総会・視察研修を含む) 地区部会活動(概ね隔月開催・研修、ボランティア、学校訪問等) 主任児童委員部会(年 3 回 学校訪問、研修) 婦人部会(年 1 回 研修) 民協だより「水芭蕉」(内部機関紙)年 1 回発行 各種研修・行事等の参加	年 12 回、毎月 1 回定例会を開催 (総会・視察研修を含む) 婦人部会(年 1 回 研修) 各種研修・行事等の参加																						
組 織 の 運 営	健康開発課に事務局がある。会議の資料作成・案内通知・会場手配、関係機関との調整、補助金事務等を執り行なう。また、会計を補佐して協議会の会計を執行する。会長と連携をとり運営について補佐する。	黒川村役場住民課に事務局を置き、会議の資料作成・案内通知・会場手配、関係機関との調整、補助金事務等を執り行なう。また、協議会の会計を執行する。 会長と連携をとり運営について補佐する。																						
検 討 課 題	民生委員法第 20 条第 2 項により、市制施行後は協議会を黒川村を含めた全域を数地域に分割して協議会を組織する必要がある。また協議会の連合会の設置について検討しなければならない。	同左																						
関係法令等	民生委員法 中条町民生児童委員協議会規約	同左 黒川村民生委員児童委員協議会会則	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">財政への影響額</th> <th colspan="2">単位：千円</th> </tr> <tr> <th></th> <th>予算額</th> <th>調整後見込額</th> <th>影響額(増減)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>中条町</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>黒川村</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>計</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>		財政への影響額		単位：千円			予算額	調整後見込額	影響額(増減)	中条町				黒川村				計			
財政への影響額		単位：千円																						
	予算額	調整後見込額	影響額(増減)																					
中条町																								
黒川村																								
計																								
備考 平成 15 年度当初予算ベース																								